

第 1 3 1 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 4 年 1 月 1 8 日 (火) 午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 4 年 1 月 1 8 日 (火) 午後 2 時 0 0 分
- 3 閉会の日時 令和 4 年 1 月 1 8 日 (火) 午後 時 分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町 5 番 6 号 勤労者福祉センター 4 階会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席, 欠席の別
出席 1 6 名 欠席 1 名

議席番号	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	1 0	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	1 2	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	1 3	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	出席	1 4	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	1 6	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	1 7	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

- 6 事務局出席者
事務局: 担当局長 井上 満千夫 参事 佐藤 孝司
担当課長補佐 奥山 英明 担当課長補佐 竹田 了久
農地担当係長 三浦 諭 副主査 佐藤 宏治 主任 中島 明子
- 7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
(2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
(3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
(4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
(5) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
(6) 農業振興地域整備計画変更に関する意見について
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
(2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
(3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
(4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
(5) 農地改良届について

第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 令和 3 年度事業について
- (2) その他

- 9 議事録署名委員の番号及び指名 6 番 遠藤 茂 1 3 番 小林 弘幸

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第131回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。6番、遠藤委員 13番、小林委員 お願いします。

議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

三浦係長 議案の訂正はありません。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 1番、受人は高柳西町に居住し、約98アール耕作する農業者で、受贈により日吉町の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、受人は中区乙多見に居住し、世帯で約1.5ヘクタールの農地を所有しており、増反により東野山町の田ならびに西野山町と野殿西町の畑を取得しようとするものです。

担当委員から受人世帯の耕作状況を確認したいのとの申し出をうけ、1月6日から翌7日にかけて、現地調査を実施しました。受人世帯は受人と受人の父の二人で同一経営体として農業に従事しているとの受人の父からの申立てがあったため、受人と受人の父の所有農地について現地調査を実施しました。

受人世帯の所有農地のうち、中区沖元の7筆、南区大福の2筆、南区内尾の4筆はいずれも耕作されていました。残りの北区東花尻の4筆、南区古新田の4筆、東区瀬戸町笹岡の10筆については、耕作されていない状況を確認しました。

それを受けて、1月11日、耕作状況について受人の父に対し聴き取り調査を実施しました。

東花尻の3筆については、各筆に水量計と排水柵が設置されていますが、耕作中の自身の飲水および畑作農地への水やりのための水道であるとの申立てがありました。

古新田の4筆については、受人がこの農地を取得した時点で土砂の山があり、今後、耕作するために整地作業等を実施する予定であり、いちじく等の果樹は植え付けているとの申立てがありました。

瀬戸町笹岡の10筆のうち2筆については、露天資材置場の状態であり、知り合いの業者が利用しているとの申立てがありました。また、別の1筆は草刈り等の管理のみ、別の1筆は果樹が作付けされていますが、筆の一部が通路となっていました。残りの6筆は隣接しており、一部は盛土のような小山が藪になっており、他は資材置場のような状況でトラック2台、ユンボ1台が停めてありました。この農地については耕作可能な状況にするため作業途中であるとの申立てがありました。

以上のことから、現時点では受人は所有農地すべてを農地利用しているとは認定されず、協議会では今回保留意見としています。

3番、受人は横井上に居住し、約28アール耕作する農業者で、増反により横井上の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、

問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、受人は尾上に居住し、約1.1ヘクタール耕作する農業者で、増反により尾上の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、受人は中原に拠点を置く一般法人で、中原の畑を20年間、使用貸借し、新規に就農しようとするものです。

営農計画書が添付されています。

解除条件付きの契約である等一定の要件を満たせば、一般法人でも農地の借り入れが可能で、今回その要件を満たすものと考えます。

また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、受人は菅野に居住し、約53アール耕作する農業者で、増反により菅野の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、受人は桑田町に居住し、約2ヘクタール耕作する農業者で、増反により芳賀の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

8番、受人は西辛川に居住し、約82アール耕作する農業者で、受贈により西辛川の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

9番の受人は富原に居住し、約65アール耕作する農業者で、経営移譲により富原の田を20年間、使用貸借しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

10番、受人は今岡に居住し、約63アール耕作する農業者で、増反により今岡の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

11番、受人は松尾に居住し、約39アール耕作する農業者で、増反により松尾の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議

長

中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
お願いします。

板野委員
議長
全議員
議長
三浦係長

中・中央地区協議会で、1番から11番について協議したところ、事務局説明のとおりで2番を除く10件を許可意見、2番は事務局説明のとおり保留意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし

次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

12番、13番は同時申請ですので、併せて説明します。

受人は加茂に居住し、新規就農により加茂の田及び畑を所有権移転及び賃借権設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可により下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は河原に居住し、世帯で約1.4ヘクタール耕作する農業者で、増反により河原の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は、新庄上で社会福祉事業を営む法人で、申請地近隣でもみの木保育園を運営していますが、社会福祉事業に使用する目的で新庄上の畑を所有権移転しようとするものです。

定款から社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であることが確認でき、また、土地利用計画から取得後の農地を社会福祉事業に係る業務（保育園）の運営に必要な施設の用に供すると認められるため、農地法施行令第2条第1項のハに該当し、例外的に許可が可能と考えます。

16番、受人は中撫川に居住し、世帯で約15アール耕作する農業者で、増反により中撫川の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可により下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番から19番は同時申請ですので、併せて説明します。

受人は倉敷市加須山に居住し、新規就農により新庄下の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可により下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は南区妹尾に居住し、新規就農により西山内の畑を所有権移転しようとするものです。なお、同時に西山内の渡人の住宅も購入し、転居予定とのこと。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可により下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は下足守に居住し、世帯で約63アール耕作する農業者で、増反により下足守の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

- 議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
お願いします。
- 小橋委員 北・吉備地区協議会で、12番から21番について協議したところ、事務局説
明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全 員 異議なし
- 議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。
- 三浦係長 22番、受人は御津草生に居住し約36アール耕作する農業者で、増反により御
津伊田と御津草生の田畑を所有権移転しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等
問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて
満たしていると考えます。
- 議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見
をお願いします。
- 信定委員 御津・建部地区協議会で、22番の1件について協議したところ、事務局説明
のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全 員 異議なし
- 議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。
- 中島主任 23番、24番については、同時申請ですので一括してご説明します。受人は
南区山田に居住し、世帯で約78アールの農地を耕作する農業者で、増反により
妹尾の田を所有権移転しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等
問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可条件をすべて満
たしていると考えます。
25番、受人は南区藤田に居住し、新規農により藤田の田を所有権移転しよ
うとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、
問題がないこと、許可後に下限面積50アールを超えることから、許可要件をす
べて満たしていると考えます。
26番、受人は、北区今保に居住し、世帯で約52アールの農地を耕作する農
業者で、増反により山田の田を所有権移転しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、
問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて
満たしていると考えます。
27番、受人は南区妹尾に居住し、世帯で約43アールの農地を耕作する農
業者で、増反により妹尾の田を所有権移転しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、
問題がないこと、許可後に下限面積50アールを超えることから、許可要件をす
べて満たしていると考えます。
28番、受人は南区迫川に居住し、世帯で約1ヘクタールの農地を耕作する農
業者で、増反により、迫川及び西高崎の田を所有権移転しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、
問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて
満たしていると考えます。

29番、受人は南区迫川に居住し、世帯で約1.1ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により、迫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

30番、受人は南区川張に居住し、世帯で約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により川張の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を申し上げます。

荒井委員 南区協議会で、23番から30番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 それでは申請等(1)については、中・中央地区1番から南区30番までの30件のうち2番を保留、その他29件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 1番、令和3年10月15日付公告の農振除外済案件で、貸露天駐車場として一時転用中です。

申請地は平成31年2月18日付の許可後、近接する事業所の従業者等が利用する貸露天駐車場として利用されており、今後も従前通り継続利用するため、永久転用許可を受けようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は、永久転用目的の一時転用による貸露天駐車場です。

申請地の約100m東にある事業所が事業拡大により、従業員の駐車場を必要とするため、申請地を貸露天駐車場として転用しようとするものです。

申請地は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を申し上げます。

板野委員 中・中央地区協議会で1番と2番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任 3番、転用目的は、農業用露天資材置場です。

申請人は、北区平田に事務所を置く農地所有適格法人ですが、現在南区藤田周辺で営農を行っており、営農を行うために県立興陽高校の敷地の一部を農業用露

天資材置場として借り上げていました。たが、この度返却を求められたことから、耕作地に隣接する自己の所有する申請地を農業用露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、農用地利用計画に指定された用途であることから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、本件は、令和3年5月18日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は、自己兼用住宅（農家用住宅）です。

申請人は南区泉田五丁目の持家に単身で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、業務を行っている会社に隣接している外、自身で耕作している農地に隣接し、営農を行っていく上で利便性が高い申請地に自己兼用住宅（農家用住宅）を建築しようとするものです。なお、現居所は、今後は会社寮として利用するとのことでした。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地で、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で3番と4番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし

議長 それでは申請等（2）中・中央地区1番、2番と南区3番、4番の4件ですが、全件許可と決定してよろしいか。

全議員 異議なし

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 1番、令和3年10月15日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己住宅です。

申請人は庭瀬の借家に2人で生活していますが、家財道具が増え手狭であることから勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番から4番までは同じ地域ですので同時に説明します。

転用目的はすべて自己住宅です。

2番、申請人は、横井上の借家に妻と子供2人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、勤務先および実家近くの申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

3番、申請人は、中区神下の借家に妻と子供2人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

4番、申請人は、東古松三丁目の借家と南区浜野三丁目の実家にそれぞれ居住していましたが、結婚を機に家財道具が増え東古松の借家が手狭になったこと

からそれぞれの通勤や実家の農作業の手伝いに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、地域センターから300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます

5番、転用目的は優良な有料老人ホームです。

申請人は中区神下に本店を置き、介護サービス事業および障害福祉サービス事業を主な事業としていますが、申請人が運営する通所サービス事業所の利用者のうち16名から優良な有料老人ホームへの入所の希望があり、申請地を所有権移転し、優良な有料老人ホームを建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番から11番については、同じ地域ですので一緒に説明します。

いずれも令和3年10月15日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己住宅です。

6番、申請人は、東古松五丁目の借家に申請人と子ども1人で生活していますが、子どもの出産に伴い家財道具が増え手狭になったことから通勤に便利で申請人の姉の自宅にも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人は、津山市の官舎に妻と子ども2人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人と妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人は、花尻あかね町の借家に妻と子ども2人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

9番、申請人は、檜津の借家に妻と生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人の妻の勤務先および祖父母の自宅に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

10番、申請人は、田中の借家に妻と子ども1人の3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人は、花尻ききょう町の借家に妻と子ども2人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番から15番については、同じ地域ですので一緒に説明します。

いずれも令和3年10月15日付公告の農振除外済案件で、転用目的は12番から14番は自己住宅、15番が自己兼用住宅(美容院)です。

12番、申請人は、今保の借家に妻と子ども2人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、勤務先と妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

13番、申請人は、白石西新町の借家に妻と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、妻の勤務先に近い

申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人は、白石の借家に夫婦で生活していますが、出産の予定があり、家財道具が増え手狭になることから、妻の通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は、平田の借家に子ども3人と生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、実家と勤務先に近く、顧客の来店が見込める申請地を所有権移転し、自己兼用住宅（美容院）を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
お願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から15番までの15件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

三浦係長 16番、転用目的は露天資材置場で、令和4年1月18日から同年3月31日までの一時転用申請です。

申請人は、宿本町に本店を置き、主に平野の営業所で建設業を営んでいますが、撫川地区で汚水管理設工事をを行うことになり、施工箇所へアクセスしやすい申請地に使用貸借権を設定し、露天資材置場として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、転用目的は分家住宅です。

申請人は、現在、倉敷市酒津の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、家財道具等が増え手狭となったことから、実家に隣接する祖母所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、現在、倉敷市上東の賃貸住宅に夫婦で生活していますが、出産の予定があり、家財道具が増え手狭となったことから、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、備中高松駅から半径300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
お願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で16番から18番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全
員
議
長

異議なし

次に御津・建部地区の説明をお願いします。

19番から21番までは関連がありますので同時に説明します。

転用目的は製品置場及び資材置場です。

永久転用目的の一時転用申請です。

隣接する産業廃棄物中間処理施設でチップ化した資材や堆肥の出荷ヤードとして利用するため、申請地を一時転用しようとするものです

一時転用期間は許可日から3年間です。

農地区分は、農用地ですが一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないものと判断され、許可が可能です。転用面積については、既設の保管場と処理施設の稼働状況から妥当な面積と考えられ、被害防除計画、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

22番、転用目的は露天駐車場です。

申請者の寺院の境内には車3台程度の空き地しかなく、法要や祭礼行事の際は、すぐに空きがなくなり、近隣の檀家の軒先を拝借しなければならないことが従来からの懸案だったため、隣接する申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議
長
信
定
委
員

御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

御津・建部地区協議会で19番から22番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議
長
全
員
議
長
中
島
主
任

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし

次に南区の説明を事務局からお願いします。

23番、前回保留となった案件です。

転用目的は自己住宅です。

申請人は総社市駅南一丁目の借家に、夫婦と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となることから、妻の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。前回は、資金証明資料が不足しており保留となりましたが、その後提出されました。

24番、転用目的は、自己住宅です。

申請人は北区青江五丁目の借家に、妻と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、自身の職場に近く通勤に便利な外、妻の実家に近く、相互に協力しやすい申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番、本件は令和3年10月15日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は、自己住宅です。

申請人は中区福泊の借家に、妻と子供3人の5人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、父の所有する土地で実家に近く、将来農業を行うのにも便利な申請地に使用貸借権を設定して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅であり、父の所有する土地で他に代替地がないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

26番、本件は令和3年10月15日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は、自己住宅です。

申請人は北区今三丁目の借家に、夫婦と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、妻の両親の所有する土地で実家に近く、農業を手伝うのにも便利な申請地に使用貸借権を設定して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

27番、本件は令和3年10月15日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は、分家住宅です。

申請人は中区平井三丁目の借家に、妻との2人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、父の所有する土地で、実家に近く、農業を手伝うのにも便利な申請地に使用貸借権を設定して分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がり10ヘクタール以上で、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、集落に接続した住宅であり、父の所有する土地で他に代替地がないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

28番、本件は令和3年10月15日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は、露天駐車場です。

申請人は南区箕島にて製造業を営む者ですが、業務拡大に伴い自社敷地が手狭となり、来客用駐車場に不足が生じていることから、自社の敷地に隣接する申請地を所有権移転して、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

29番、転用目的は、自己住宅です。

申請人は南区福田の持家に、夫婦で生活していますが、持病があり、現居所での生活が困難なことから、現居所から近く生活環境が変わらない申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

なお、現居所は、新居入居後に売却するとのこと。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

30番、転用目的は、自己住宅です。

申請人は南区藤田の借家に、夫婦で生活していますが、今後出産が控えており、家財道具が増え、手狭となることから、妻の父の所有する土地で現居所から近く生活環境が変わらない外、妻の実家からも近く、相互に協力しやすい申請地に使

用貸借権を設定して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

31番、本件は、令和3年10月15日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は、自己住宅（敷地拡張）です。

申請人は南区浦安南町の持家に、妻との2人で生活していますが、今後長男夫婦との同居することとなり、現居所では手狭なことから、増築を計画しましたが、現宅地では手狭なため、隣接する兄の所有する土地に自己住宅の拡張を行うものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

32番から42番について、いずれも、令和3年10月15日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は、自己住宅です。

32番 申請人は北区富田の借家に夫婦と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、夫の職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

33番 申請人は、玉野市宇藤木の借家に夫婦で生活していますが。家財道具が増え、手狭となったことから、夫の職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

34番 申請人（娘）は、中区福泊の借家に夫との2人で、また、申請人（母）は中区円山の借家に単身で生活していますが、同居するにあたり、家財道具も多く現居所では手狭なため、娘の職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

35番 申請人は、南区福富西二丁目の借家に、夫婦と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、夫の職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

36番 申請人は、北区北長瀬本町の借家に、妻と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、親族（妻の姉）宅に近く相互に協力がしやすい申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

37番 申請人は、南区洲崎三丁目の借家に、夫婦と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、妻の職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

38番 申請人は、北区平田の借家に、妻と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、妻の実家に近く相互に協力が得やすい申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

39番 申請人は、南区泉田五丁目の借家に、夫婦と子供3人の5人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、妻の職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

40番 申請人は、南区郡の借家に夫婦と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、夫の職場に近く通勤

に便利な申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

4 1 番 申請人は、南区藤田の借家に夫婦と子供 1 人の 3 人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、妻の職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

4 2 番 申請人は、北区平田の借家に、夫婦と子供 1 人の 3 人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、夫の実家に近く相互に協力がしやすい申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、農地の広がり が 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4 3 番、4 4 番について、いずれも令和 3 年 1 0 月 1 5 日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は、自己住宅です。

4 3 番 申請人は南区泉田一丁目の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫婦それぞれの職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

4 4 番 申請人（夫）は、南区藤田の夫父所有の持家に両親と弟との 4 人で、申請人（妻）は、南区平福一丁目の母所有の持家に子供 2 人と母との 4 人でそれぞれ生活していますが、今後夫婦と子供 2 人で生活するにあたり、夫の職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

なお、夫父所有の持家は、両親と弟が引き続き生活し、妻母所有の持家は、妻の母が引き続き生活します。

いずれも農地区分は、区役所から 3 0 0 m 以内の 3 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4 5 番、4 6 番について、いずれも令和 3 年 1 0 月 1 5 日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は、自己住宅です。

4 5 番 申請人は南区大福の借家に妻と子供 1 人の 3 人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、現居所から近く生活環境が変わらない申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

4 6 番 申請人は、北区平田の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫の勤務先から近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、農地の広がり が 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4 7 番から 1 2 ページ 5 3 番について、いずれも、令和 3 年 1 0 月 1 5 日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は、自己住宅です。

4 7 番 申請人は、北区平田の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから夫の職場から近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

4 8 番 申請人は北区平野の借家に単身で生活していますが、近々結婚予定で、現居所では、手狭となることから、職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

4 9 番 申請人は、南区箕島の母所有の持家に妻と子供 1 人の 3 人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、妻の職場

に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

50番 申請人は、南区大福の借家に夫婦と子供1人の3人で、生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、現居所と生活環境が変わらない申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

51番 申請人は、南区青江四丁目の借家に、夫婦と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、妻の職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

52番 申請人は、玉野市槌ヶ原の借家に、妻と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、妻の職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

53番 申請人は、南区新保の借家に、妻と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、妻の職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

54番、転用目的は、露天資材置場兼露天駐車場です。

申請人は、南区北七区において建設業を営んでいる者ですが、自社の所有する資材置場が住宅街の一角にあり、騒音や砂埃の発生のため、利用することが困難なことから、周囲（隣接）に住宅地がなく、自社の営業所からも近く利便性が高い申請地を所有権移転して露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

55番、本件は、令和3年5月18日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は分家住宅です。

申請人は中区藤崎の借家に夫と子供3人の5人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、母の所有する土地で実家に近く、実家の農業を手伝うのにも便利な申請地に使用貸借権を設定して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅であり、母の所有する土地で他に代替地がないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、23番から55番までの33件について協議したところ、事務局説明のとおり全件許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 それでは申請等（3）については、中・中央地区1番から南区55番までの55件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

議 長 それではそのように決定します。なお、御津・建部地区19番から21番については転用面積が3,000平方メートルを超えていますので、1月28日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議 長 次に申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定(所有権の移転)について、事務局より説明をお願いします。

三浦係長 13ページ中・中央地区の3件です。これは、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、所有者から財団への所有権移転です。計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、申請等(4)は原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

議 長 それではそのように決定いたします。次に申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

中島主任 14ページ1番から19ページ22番までの22件で、すべて相続による所有権取得です。10番はあっせんを希望していますので、内容を確認の上、担当委員と協議します。

議 長 各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

全 員 異議なし

議 長 それでは申請等(5)については22件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし

議 長 それではそのように決定します。

議 長 次に別紙の申請等(6)農業振興地域整備計画変更に関する意見についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

三浦係長 別紙議案「申請等(6)農業振興地域整備計画変更に関する意見について」をご覧ください。令和3年8月締め農振除外申出について、現地確認や協議を行った結果、変更案がまとまり、岡山市の農林水産課から意見を求められているものです。地域ごとに綴じられている一覧表の中で、斜線が引いてある案件については、取下げ又は除外しない方針が示されたものです。他の案件については除外相当の案となっています。

議 長 内容についてはご覧のとおりです。各地区協議会でご協議いただきまして、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地域について、いずれの協議会も変更計画案は適当であるとの意見となっています。

議 長 事務局から説明がありましたが、農業振興地域整備計画変更に関する意見については、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地域とも、原案は適当であるとの意見でよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

三浦係長 報告(1)農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、20ページ1番から4番までの4件で、転用目的は共同住宅1件、貸事務所1件、貸店

舗1件、露天駐車場1件です。専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については、21ページ1番から22ページ11番までの11件で、転用目的は貸露天駐車場2件、共同住宅用地1件、分譲住宅地3件、住宅用地2件、敷地拡張1件、分譲住宅1件、公衆用道路1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については23ページ1番から26ページ17番までの17件で、16件が耕作目的、1件が転用目的です。

離作料は記載のとおりとなっています。

報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、27ページ1番から5番の5件で、内容は進入路及び農業機械置場、農作業場1件、農業用倉庫2件、農業用通路1件、農作業場1件です。

報告(5)農地改良届については、28ページ1番から3番の3件で、果樹園2件、育苗圃1件です。

議 長
全 員
議 長
事 務 局
議 長
事 務 局
職 務 代 理

これらの報告について、ご質問等がありますか。

ありません。

それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

第2号議案を説明

以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

次回総会予定(2月18日(金)市役所7階)

これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございます。

閉会 午後 時 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員